



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻No.162

3

2023

適用待ちの改正

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定 0.2%(労使で0.1%ずつ)引き上げ

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定されました。財源確保のため、次のように引き上げられることになりました。

.....令和5年度の雇用保険の保険料率.....

●令和5年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分	被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 〔1,000分の13.5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕	計 1,000分の9.5 〔1,000分の8.5〕
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 〔1,000分の15.5〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕	計 1,000分の10.5 〔1,000分の9.5〕
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 〔1,000分の16.5〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕	計 1,000分の11.5 〔1,000分の10.5〕

〔 〕は
令和4年10月
から令和5年3
月までの間の率

★令和5年4月から令和6年3月までの間の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2（労使で1,000分の1ずつ）引き上げられることになりました。

なお、前年度（令和4年度）には年度途中の引き上げがありましたが、本年度（令和5年度）についてはその予定はありません。

〈補足〉労災保険の保険料率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

要チェック

賃金引き上げ特設ページを開設(厚労省)

厚生労働省が「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、平均的な賃金額がわかる検索機能、各種助成金など、賃金引き上げのために参考となる情報が掲載されています。賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください！

.....賃金引き上げ特設ページを開設/ページのメニューを紹介.....



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

※厚生労働省の
「最低賃金特設サ
イト」から入るこ
とができます。

★中でも、賃金検索機能は地域・業種・職種ごとに平均的な賃金を調べることができる機能となっており、企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。是非ご利用ください。

外国人雇用の届出状況を発表 ～厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

厚生労働省は、令和4年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

◆外国人労働者数は182万2,725人で、過去最高を更新

外国人労働者数は182万2,725人で、前年比で9万5,504人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しました。対前年増加率は5.5%と、前年の0.2%から5.3ポイント増加しています。

◆外国人雇用の事業所も過去最高の約30万社に

外国人を雇用する事業所数は29万8,790所で、前年比1万3,710所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。ただ、対前年増加率は4.8%と、前年の6.7%から1.9ポイントの減少でした。

◆国籍別では、ベトナムが46万2,384人で最多

国籍別では、ベトナムが最も多く46万2,384人で、外国人労働者数全体の25.4%を占めています。次いで中国38万5,848人（全体の21.2%）、フィリピン20万6,050人（全体の11.3%）の順となっています。

前年増加率が高い主な3か国は、インドネシアが前年比47.5%増で7万7,889人、次いでミャンマーが前年比37.7%増の4万7,498人、ネパールが前年比20.3%増の11万8,196人の順となっています。

◆在留資格別では、「技能実習」が34万3,254人で、前年比8,534人減

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が47万9,949人で、前年比8万5,440人（21.7%）の増加、「特定活動」が7万3,363人で、前年比7,435人（11.3%）増加、「身分に基づく在留資格」が59万5,207人で、前年比1万4,879人（2.6%）増加しました。

一方で、「技能実習」は34万3,254人で、前年比8,534人（2.4%）減少し、「資格外活動」のうち「留

学」は25万8,636人で、前年比8,958人（3.3%）減少しています。

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30367.html

「オンライン事業所年金情報サービス」 がスタートしました

◆「オンライン事業所年金情報サービス」とは

事業主の方が、毎月の社会保険料額情報等の電子データをe-Govのマイページで受け取れる、日本年金機構が2023年1月にスタートしたサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れるようになります。

*このサービスの利用には、GビズIDが必要です。

◆サービスのメリット

- (1) 納入告知等、紙の通知書よりも早い受け取り・確認が可能
- (2) 一度の申請で定期的にデータの受け取りが可能
- (3) 電子データで受け取れるので、社内システムへの取り込み、自社保有データとの突合等が可能

◆電子データで受け取れる各種情報・通知書

- ・社会保険料額情報
- ・保険料増減内訳書
- ・基本保険料算出内訳書
- ・賞与保険料算出内訳書
- ・保険者データ
- ・決定通知書 等

◆サービスの利用方法

このサービスを利用するためには、GビズIDが必要になります。

GビズIDは無料で利用できますが、発行までに2週間程度かかりますので、まだ取得していない事業主の方は、早めに進めるとよいでしょう。

【日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス（事業主の方）」】

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online_jigyousho/online_jigyousho.html

高齢者雇用の情報サイト 「高齢者雇用対策ラボ」公開

◆人生 100 年時代の高齢者雇用

人生 100 年時代といわれて久しく、理由は様々ながら、働き続けたいと考える高齢者は多くいます。政府も、65 歳までの雇用確保の義務、70 歳までの就業確保の努力義務を課すなど、これを後押ししています。2040 年までには 2.4 人に 1 人が 60 歳以上になるといわれるなかで、企業としては「高齢の従業員にどう働いてもらうのか」を、いっそう真剣に考える必要があるといえるでしょう。

◆「高齢者雇用対策ラボ」

厚生労働省は、高齢者雇用対策の情報ポータルサイト「高齢者雇用対策ラボ」を公開しました。事業主に課されている義務や努力義務、相談支援や仕事のあっせんサービス、助成制度など、高齢者本人のみならず、企業や自治体にとっても役立つ情報が掲載されています。高齢者雇用に悩む企業にとっては、推進事例等を公表している「70 歳雇用事例サイト」（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）とあわせて、情報収集に使うことができそうです。

◆トラブルを防ぎ、意欲を引き出す体制づくりを

高齢者雇用には、働き手確保というメリットがある一方で、気をつけたい点もあります。例えば、負担を減らしつつ、意欲を引き出すような賃金や仕事内容をいかに設定するのか、働き方への要望にどの程度応じるのか、若手やミドル層とのバランス調整や、加齢に伴う変化を意識した労働災害対策なども必要となるでしょう。

情報サイト等を活用して、高齢者に生き生き働いてもらうための体制づくりを進めていきましょう。

【厚生労働省「高齢者雇用対策ラボ」】

<https://www.kourei-koyou.mhlw.go.jp/>

【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
「70 歳雇用事例サイト」】

<https://www.elder.jeed.go.jp/>



昨年の実質賃金 0.9%減 ～毎月勤労統計調査 令和 4 年分結果速報

◆現金給与総額と実質賃金

現金給与総額は前年比 2.1%増の 326,157 円となり、1991 年以来 31 年ぶりの伸び幅となりました。一方、物価の変動を反映した実質賃金は前年比 0.9%減少と、2 年ぶりのマイナスとなりました。

現金給与総額（名目賃金）は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に 2.1%増加しましたが、賃金の実質水準を算出する指標となる物価（持ち家の家賃換算分を除く総合指数）が 3.0%の上昇となったため、実質賃金はマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は 1.2%増、残業代などの所定外給与は 5.0%増となりました。賞与を含む特別に支払われた給与は 5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は 2.3%増、パートタイム労働者は 2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが 4 年ぶりに増加するなど給与は増加傾向であるものの、物価の上昇に賃金が追い付いていない状況」としています。

◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間（就業形態計）は、昨年比 0.1%増の 136.2 時間でした。そのうち所定内労働時間は 0.3%減の 126.1 時間、所定外労働時間は 4.6%増の 10.1 時間となりました。

◆雇 用

常用雇用（就業形態計）は昨年比 0.9%増の 51,342 千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は 0.5%増の 35,130 千人、パートタイム労働者は 1.9%増の 16,212 千人でした。

詳しくは、こちらをご覧ください。

【厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 4 年分結果速報」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/22cp/22cp.html>

適用待ちの改正 令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る協会けんぽ（全国健康保険協会）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分^{〈補足〉}）から適用される保険料率の見直しを行います。

令和5年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

.....令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕 _____は変更あり（静岡県以外は変更あり）

北海道	10.29%	石川県	9.66%	岡山県	10.07%
青森県	9.79%	福井県	9.91%	広島県	9.92%
岩手県	9.77%	山梨県	9.67%	山口県	9.96%
宮城県	10.05%	長野県	9.49%	徳島県	10.25%
秋田県	9.86%	岐阜県	9.80%	香川県	10.23%
山形県	9.98%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.01%
福島県	9.53%	愛知県	10.01%	高知県	10.10%
茨城県	9.73%	三重県	9.81%	福岡県	10.36%
栃木県	9.96%	滋賀県	9.73%	佐賀県	10.51%
群馬県	9.76%	京都府	10.09%	長崎県	10.21%
埼玉県	9.82%	大阪府	10.29%	熊本県	10.32%
千葉県	9.87%	兵庫県	10.17%	大分県	10.20%
東京都	10.00%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.76%
神奈川県	10.02%	和歌山県	9.94%	鹿児島県	10.26%
新潟県	9.33%	鳥取県	9.82%	沖縄県	9.89%
富山県	9.57%	島根県	10.26%	—	—



2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

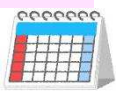
全国一律	1.82% (1.64%から変更)
------	-------------------

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★静岡県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。



- 3/10** ● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 3/15** ● 2022年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限
- 3/31** ● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 4月・7月・10月決算法人消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告



◆あとかぎ◆ 白木蓮のつぼみが膨らんできました。咲くのはまだ先だと思われていますが、一步一步春が近づいているのを感じます。いよいよ4月から中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げとなります。就業規則の変更はお済みでしょうか。就業規則の整備にあたってお困りごとがございましたら、お気軽にお問い合わせください。